

ユネスコ「世界の記憶」に関する国内推進体制の構築事業
委託要項

令和4年5月23日
国際統括官決定
令和5年7月20日
一部改正

1. 趣旨

ユネスコ「世界の記憶」は、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコが1992年に開始した事業の総称。本事業を代表するものとして、人類史において特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施されている。令和3年4月に行われたユネスコ執行委員会において制度改正が終了し、平成29年から凍結していた登録事業が再開された。一方でユネスコ「世界の記憶」の国内における認知度は低く、ユネスコ「世界の記憶」の趣旨、目的、及び登録されることのメリットが感じられにくいという現状を踏まえ、我が国として制度に沿ったよりふさわしい案件をユネスコに推薦するため、ユネスコ「世界の記憶」に対する国民の理解促進、機運醸成の促進、並びに申請を検討する機関への支援を行うことを目的とする。

2. 委託業務の内容

業務委託を受けた各団体（以下「受託団体」という。）等は、上記1に示した趣旨の下、以下2つの事業の実施を行う。

(1) 情報発信事業

ユネスコ「世界の記憶」に対する国民の理解促進に向けた情報発信事業として、学校現場やユネスコ協会等の関係機関で活用することを念頭に、ユネスコ「世界の記憶」を通じて文書及び記録物の保存の意義や、実際に使用されている技術、関係者の問題意識などを動画や冊子のコンテンツ等にまとめて、配信・配布する。

詳細は別途定める公募要領等によるものとする。

(2) 研修事業

ユネスコ「世界の記憶」の国際登録及び地域登録の申請に向けて、我が国としてよりふさわしい案件をユネスコに推薦するため、ユネスコ「世界の記憶」国際登録及び地域登録に申請を検討している個人や団体に対して、事業趣旨や申請書の書き方等に関する研修を運営する。

詳細は、別途定める入札説明書等によるものとする。

3. 業務の委託先

委託先は、各事業の実施に必要なかつ適切な知見と経験を有する団体とする。その他詳細は公募要領や入札説明書等に定める。

4. 委託期間

情報発信事業及び研修事業ともに、契約を締結した日から令和6年3月29日（金曜日）までとする。

5. 委託手続

(1) 情報発信事業

- ① 団体等が業務の委託を受けようとするときは、企画提案書等を文部科学省に提出する。
- ② 文部科学省は、上記①により提出された企画提案書等を有識者により構成される審査委員会に諮り、委託先を決定する。
- ③ 文部科学省は、上記②により決定された委託先が提出する事業計画書等を基に、委託先と契約条件を調整の上、委託契約を行う。

(2) 研修事業

- ① 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
- ② 文部科学省は、上記①により提出された業務計画書等を基に、最低価格落札方式により、委託先を決定する。
- ③ 文部科学省は、上記②により決定された委託先が提出する業務計画書等を基に、委託先と契約条件を調整の上、委託契約を行う。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、受託団体等が本要項等に違反したとき、又は事業の遂行が困難であると認めるときは、委託の解除及び経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

受託団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、支出を証明できる領収書等の写し及び収支簿（原本証明したもの）を業務が完了した日から 10 日以内または契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

9. 帳簿等の保存

受託団体等は、経費の収支を明らかにした帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を事業期間終了後 5 年間保管することとする。

10. 知的財産権

事業の実施の過程において受託団体等が作成した成果物等の知的財産権は、文部科学省に帰属する。ただし、受託団体等に譲与する場合の手続きについては委託要領に別途定める。

1 1. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し受託団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

1 2. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じて、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。